

入札説明書

この入札説明書は、令和8年2月27日付け令和7年度地方職員共済組合静岡県支部公示第2号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方職員共済組合静岡県支部
支部長 鈴木 康友

2 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称

静岡県庁診療所 検体検査委託契約

(2) 業務内容

別紙6「検体検査委託要領」のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階
地方職員共済組合静岡県支部 静岡県庁診療所

3 入札に参加する者に必要な資格

令和7年度地方職員共済組合静岡県支部公示第1号に規定する静岡県庁診療所検体検査委託契約に関する資格を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和8年2月27日（金）から令和8年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法

別紙7-1「入札参加資格審査申請書」及び指定の申請書類（以下「申請書類」という）を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

- ・提出先の名称 地方職員共済組合静岡県支部
- ・提出先の住所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階 職員厚生課内
- ・提出先の電話番号 054-221-3197（職員厚生課）

(2) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリ等によるものは受け付けない。

(3) 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) その他

- ア 申請書類の作成に要する経費は、入札参加申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は、返却しない。
- ウ 提出された申請書類は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

5 契約条項を示す場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階
地方職員共済組合静岡県支部 静岡県庁診療所

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館15階
- (2) 入札日時 令和8年3月23日（月） 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送又は電報による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、予定価格（率）の制限の範囲内で最低の価格（率）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、競争入札が不調で終了したときは、地方公務員等共済組合法施行規程第30条第1項第11号により、入札参加者のうち最低入札者から見積書を徴し、随意契約とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより静岡県が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札書記載方法並びに消費税及び地方消費税の取り扱い

入札書には、医科診療報酬点数に10円を乗じて得た額の総額に対する率を記載する。

なお、消費税相当額については、当該代金の請求のときに加算するものとする。（消費税相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

また、落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方職員共済組合静岡県支部

イ 所在地 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階 職員厚生課内

ウ 電話番号 054-221-3197（職員厚生課）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。